



平成 30 年 10 月 25 日

各 位

上場会社名 アルパイン株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 米谷 信彦
(コード番号 6816 東証第1部)
問合せ先責任者 取締役 管理担当 小林 俊則
TEL (03)5499-8111(代表)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社の株主であるオアシス インベストメンツ ツー マスターファンド エルティイーディー（以下「提案株主」といいます。）より、平成 30 年 12 月中旬開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）における議題について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の平成 30 年 10 月 12 日付の書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領しましたが、平成 30 年 10 月 25 日付の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 本株主提案の内容

1. 議題

剰余金の処分の件

2. 議案の内容

別紙 1 「本株主提案の内容」に記載のとおりです。なお、別紙 1 「本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載（その後の修正を含みます。）を原文のまま掲載したものであります。

II. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

1. 本株主提案の概要

本株主提案は、本臨時株主総会において、当社が平成29年7月27日付でアルプス電気株式会社（以下「アルプス電気」といい、当社とアルプス電気を総称して「両社」といいます。）との間で締結した株式交換契約（その後の変更を含み、以下「本株式交換契約」といいます。）の承認に係る議案が否決されることを条件として、当社普通株式 1 株につき金300円（総額 約207億円）の配当を提案するものであります。

2. 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

3. 反対の理由

現在の自動車業界は100年に1度とも言われる大きな変革の時代に入っており、特にCASE（Connected, Autonomous, Shared & Services, Electric）と呼ばれる4つの領域においては、インターネットへの常時接続機能の搭載（Connected）、自動運転（Autonomous）、自動車シェアリングサービス（Shared & Services）及びハイブリッド車やEV（電気自動車）への電動化（Electric）等、他の業界に類を見ないほどの大きな変化が短期間に生じています。また、IT企業による自動車業界へ

の進出に代表されるように、自動車業界の枠組みを超えた合従連衡の動きは従前よりも格段に加速しています。

当社は顧客である自動車メーカーと接触するなかで、2018年度以降もCASE(Connected, Autonomous, Shared & Services, Electric)領域への経営資源の集中は自動車業界全体のトレンドであり続け、HMI(ヒューマンマシンインターフェース)等のサプライヤーは単なるモジュール製品の納入だけではなく、自動車全体におけるHMIシステムの提案まで行うことが期待されていることを実感するに至りました。

このように目まぐるしく変化している車載機器の市場環境を踏まえ、当社はアルプス電気との経営統合によるシナジーの早期実現こそが、中長期の株主価値の向上に不可欠であるだけでなく、顧客や従業員の期待に応えることになり、当社の少数株主の皆様を含む全てのステークホルダーにとって最善の方策であると考えております。

これに対して、本株主提案での本株式交換契約の承認に係る議案の否決が当社の企業価値の向上に資するとの主張は、当社を取り巻く事業環境を踏まえた当社の見解と相反する内容であり、従って、当社としては本株主提案に反対するものであります。

また、当社では、以下Ⅱ.4(1)「当社の資本政策に関する考え方」に記載のとおり、事業推進上、一定程度の現預金を必要運転資金及び中長期的な成長を持続させるための資金等として手元に確保しておく必要があると考えております。このうち、必要運転資金については、平成30年3月期の売上規模では、約350億円程度を必要運転資金として捉えております。仮に、本株主提案に係る配当(総額約207億円)を実施した場合、現在の当社の必要資金需要に鑑みれば、運転資金が不足するおそれが生じることに加え、仮に即座に運転資金が不足しないとしても、危機事象等の信用収縮に備えた資金を失うことになりかねず、その結果、当社の事業の安定継続性を損なうおそれがあります。

したがって、当社の事業の安定継続性を確保し、中長期的な企業価値の向上を図る観点からは、本株主提案に係る配当を行うことは適切でないと考えております。

4. 反対理由の補足説明

(1) 当社の資本政策に関する考え方

- (a) 当社では、売掛金の回収のピークが月末であるのに対して、買掛金の支払いのピークが毎月20日前後となるため、通常、月末が現預金のピークとなる傾向にあり、過去5年の連結決算ベースで運転資金を捉えた場合、売掛金回転月数が1.5ヶ月~2.0ヶ月、棚卸資産回転月数が1.0ヶ月~1.5ヶ月、買掛金回転月数が1.0ヶ月~1.5ヶ月であったことから、運転資金確保の目安として1.5ヶ月~2.0ヶ月が標準的な水準と考えております。なお、この水準は、平成30年3月期の売上規模では約350~460億円に相当します。
- (b) 当社グループにおいては、米州、欧州、アジアなど(平成30年3月末時点で、グループ会社は14か国42社(子会社36社、関連会社6社)となります。)グローバルで事業を展開しており、海外での売上高が全体の85%を超えているところ、販売、生産、調達など各地域でのオペレーションを円滑かつ機動的に回すため、主要海外現地法人でUSドル、ユーロ、元、円などの複数の通貨建てで一定程度の運転資金を確保しておくことが必要と考えております。なお、平成31年3月期第1四半期末の連結貸借対照表上の現預金(約516億円)のうち、国内で保有している現預金の比率は約30%となっております。
- (c) 配当金や税金の支払い、車載向け業界特有のトラブル対応等の準備として、一定の現預金を確保しておくことが必要と判断しております。
- (d) 大半の自動車メーカーは取引先に対し、定期的に財務データの提供を要求しており、安定的な財務基盤の確保は継続的な取引維持のための必須要件であります。特に当社グループのOEM事業は、全世界の自動車メーカーを対象にしているところ、これら自動車メーカーにあっては、生き残りをかけたグローバル競争から品質・価格・納期に関する要求が一層高まっており、こうした要求に応えるためには高い財務健全性を維持することが不可欠と認識しております。
- (e) 当社の更なる成長に向けた潜在的なM&A等への資金需要に応じるための資金を確保しておくことも重要であると考えております。具体的には国内・海外のソフトウェア開発会社やオーディオ機器会社などを中心に、100億円程度までのM&A案件の検討は日常的なものと

なっておりまして、

(2) 当社が提案する特別配当の内容

当社は、当社の少数株主の利益保護のために慎重を期す趣旨から、本株式交換契約に係る株式交換（以下「本株式交換」といいます。）が当社の少数株主にとって不利益ではないかという点について、当社及びアルプス電気の最新の財務予測に係る更新要因を含む内容の確認及び妥当性の検証、SMB C日興証券株式会社による本株式交換契約において両社の間で合意された株式交換比率（以下「本株式交換比率」という。）の分析の内容、TMI総合法律事務所からの助言並びに新たに2名を委員として追加した5名で構成される第三者委員会から平成30年9月26日付で受領した答申書の内容等を踏まえて慎重に協議・検討を行いました。その結果、本特別配当（以下に定義します。）を行わない場合の本株式交換比率が公正であるとの前提においても、平成30年6月21日開催の当社第52回定時株主総会における議決権行使結果を含む当社の少数株主の皆様から寄せられたご意見や、直近の両社の市場株価の動向等を踏まえると、本特別配当を実施することにより、当社の少数株主の皆様に対してより有利な条件で両社の経営統合を行うことが適当であると考えに至り、平成30年9月27日開催の取締役会において、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認に係る議案が承認可決されることを条件に、1株あたり100円の剰余金の配当（以下「本特別配当」といいます。）を行う旨の議案を本臨時株主総会に付議することを決議しております。

なお、本特別配当において1株あたり配当金を100円としたのは、上記（1）「当社の資本政策に関する考え方」に記載の当社で事業運営上必要な運転資金の金額、両社の直近の事業状況、平成29年7月27日付で本株式交換契約を締結した際に参照したDCF法による算定の基礎とされた両社の財務予測と、平成30年3月期の両社の実績値との差異、本特別配当が本株式交換比率へ及ぼす影響等を考慮したものであります。

以上

OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD. (以下「オアシス」といいます。)は、アルパイン株式会社(以下「当社」といいます。)の総株主の議決権の100分の1以上の議決権又は300個以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主として、会社法第303条第2項に基づき、2018年12月中旬開催予定の当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において、下記第1に記載する議題(以下「本議題」といいます。)を株主総会の目的とするとともに、本議題について、下記第2に記載する議案(以下「本議案」といいます。)を提出しますので、会社法第305条第1項及び会社法施行規則第93条に基づき、本議案の要領を株主に通知することを請求します。

第1 提案する議題

剰余金の処分の件

第2 議案の要領及び提案の理由等

(1) 議案の要領

本株式交換契約(下記で定義する。)の承認に係る議案が否決されることを条件に、当社の2018年10月15日の最終の株主名簿の記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、以下の剰余金の処分を実施する。

ア 配当に関する事項

以下のとおりの配当を実施するものとする。

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式1株につき金300円

総額 金300円に2018年10月15日現在の当社発行済普通株式総数(自己株式を除く)を乗じて算出した金額

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日

2018年12月27日

イ その他の剰余金の処分に関する事項

配当の実施に対応するため、以下のとおり別途積立金の取崩しを行う。

① 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 31,452,000,000円

② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 31,452,000,000円

(2) 提案の理由

当社は、2017年7月27日、当社の親会社であり、議決権所有割合で41.15%の当社株式を保有するアルプス電気株式会社(以下「アルプス電気」といいます。)との間で持株会社体制への移行を伴う経営統合(以下「本経営統合」といいます。)を行うこととし、その一環として、アルプス電気を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを公表しました。本株式交換においては、当社普通株式1株に対してアルプス電気普通株式0.68株を割当て交付するとの株式交換比率が合意されています。

本議案は、本株式交換契約の承認に係る議案が否決されることを条件として、当社普通株式1株につき300円の配当を実施するものです。

当社は、2018年9月27日、本株式交換契約の承認に係る議案が可決されることを条件に当社普通株式1株につき100円の配当を実施することを公表しました。また、アルプス電気は、同日、「持株会社体制における株主還元の基本方針に関するお知らせ」と題するプレスリリースにおいて、「本経営統合により当社の財務内容が現状より更に改善・向上することが想定される一方で、本株式交換に伴い当社普通株式の増加により一定程度の希薄化が生じる可能性があることも考慮した上で、余剰資本や財務余力の程度に応じて自己株式の取得等の株主還元施策を積極的に採用することを基本方針とします」と述べ、自己株式の取得を積極的に行う

方針を明らかにしました。これに加え、アルプス電気は、直近の投資家説明会において、自己株式の取得の原資として当社が保有している現預金を活用する旨を示唆しました。

2018年6月21日に開催された当社の第52回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において、当社は当社普通株式1株につき15円の配当議案を提案し、可決されました。また、オアシスは、本定時株主総会において、当社提案の配当議案と合わせて当社普通株式1株につき325円の配当を実施する旨の株主提案を行いました。当社は、必要運転資金として現預金を手元に確保しておく必要があること及び事業の安定性を損なうおそれがあることという理由により、オアシスの株主提案に反対しました。

しかしながら、上記のとおり、当社自らが当社普通株式1株につき100円の配当を実施する議案を本臨時株主総会に付議することを公表しており、また、アルプス電気が、本株式交換が実施された場合、当社が保有している現預金を活用して自己株式の取得を行うことを示唆していることからして、必要運転資金として現預金を当社の手元に確保しておく必要はなかったものであり、本定時株主総会時の当社の説明が事実と反していたことが明らかになりました。

当社普通株式1株につき300円の配当を実施すると配当金総額は約207億円となりますが、この配当を行ったとしても、当社は約331億円の現預金及び売却可能な多額の持合い株式(本田技研工業株式会社(ホンダ)株式、中国 NEUSOFT 社株式・出資金等)を保有しており、また、有利子負債を活用することもできます。したがって、当社は、当社普通株式1株につき300円の配当を実施したとしても、海外への事業展開やアルプス電気との経営統合よりも有効な戦略的提携を行うのに十分な資金源を有しています。

本株式交換契約の承認に係る議案が否決される場合、当社は独立した上場会社として経営を継続することになりますが、当社の経営陣は、アルプス電気のみのためでなく、全てのステークホルダーのために企業価値を向上させていかなければなりません。当社普通株式1株につき300円の配当を実施すれば、当社のROEが向上し、これは当社の全ての株主の利益となります。上記からも明らかなおお、当社は、当社普通株式1株につき300円の配当はおろか、それ以上の金額の配当を実施しても事業の安定性を損なうことのない強固な財務的基盤を有しています。オアシスは、本株式交換契約の承認に係る議案の否決と本議案の可決が当社の短期、中期及び長期の企業価値の向上に資することを確信しています。

以上

持株会社体制への移行を伴う経営統合（以下「本経営統合」といいます。）の当事者であるアルプス電気は、当社との株式交換に伴い、Form F-4 による登録届出書を米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）に提出する可能性があります。Form F-4 を提出することになった場合、Form F-4 には、目論見書（prospectus）及びその他の文書が含まれることになります。Form F-4 が提出され、その効力が発生した場合、両社間の本経営統合を承認するための議決権行使が行われる予定である株主総会の開催日前に、Form F-4 の一部として提出された目論見書が、当社の米国株主に対し発送される予定です。Form F-4 を提出することになった場合、提出される Form F-4 及び目論見書には、両社に関する情報、本株式交換及びその他の関連情報等の重要な情報が含まれます。当社の米国株主におかれましては、株主総会において本株式交換について議決権を行使される前に、本株式交換に関連して SEC に提出される可能性のある Form F-4、目論見書及びその他の文書を注意してお読みになるようお願いいたします。本株式交換に関連して SEC に提出される全ての書類は、提出後に SEC のホームページ（www.sec.gov）にて無料で公開されます。なお、かかる資料につきましては、お申し込みに基づき、無料にて郵送いたします。郵送のお申し込みは、下記の連絡先にて承ります。

本経営統合に関する問い合わせ先

<p>会社名：アルプス電気株式会社 住所：東京都大田区雪谷大塚町 1 番 7 号 担当者：経営企画室 室長 小林 淳二 電話：+81-3-5499-8026（IR 部門直通）</p>	<p>会社名：アルパイン株式会社 住所：東京都大田区雪谷大塚町 1 番 7 号 担当者：財務・広報部 部長 山崎 眞二 電話：+81-3-5499-4391（広報部門直通）</p>
--	---

将来予想に関する記述について

本書類には、本経営統合の成否及びその結果に係る両社の計画及び予想を反映した「将来予想に関する記述」に該当する情報が記載されています。本書類における記述のうち、過去または現在の実事に関するもの以外は、かかる将来予想に関する記述に該当します。これらの将来予想に関する記述は、現在入手可能な情報に鑑みてなされた両社の仮定及び判断に基づくものであり、これには既知または未知のリスク及び不確実性並びにその他の要因が内在しています。かかるリスク、不確実性及びその他の要因は、かかる将来予想に関する記述に明示的または黙示的に示される当社若しくはアルプス電気又はその両社（または統合後のグループ）の将来における業績、経営結果、財務内容等に関してこれらと大幅に異なる結果をもたらす可能性があります。

両社は、本書類の日付後において、将来予想に関する記述を更新して公表する義務を負うものではありません。投資家の皆様におかれましては、今後の日本国内における公表及び米国証券取引委員会への届出において両社（または統合後のグループ）の行う開示をご参照ください。

なお、上記のリスク、不確実性及びその他の要因の例としては、次のものが挙げられますが、これらに限られるものではありません。

- (1) 日本国内外の経済情勢。
- (2) 製品の主要市場である自動車、スマートフォン、民生用電気機器等の需要、原材料価格、為替相場の変動。
- (3) 競合環境や大手顧客との関係性の変化を含む市場勢力図の変化。
- (4) 電子部品事業、車載情報機器事業、物流事業における更なる競争激化。
- (5) 特定の重要部品の供給体制の不安定化。
- (6) 大口顧客による製品戦略等の変更、大口注文の解約、倒産。
- (7) 製品に関する欠陥による費用負担、グループ評価への悪影響。
- (8) 他社の保有する重要な知的財産権のライセンスの供与停止。
- (9) 借入金等の金利の変動、その他金融市場の変動。
- (10) 借入金の繰上げ返済請求等に伴う資金繰りの悪化。
- (11) 有価証券及び投資有価証券等の保有資産（年金資産を含む）価値の変動。
- (12) 事業活動に係る法令その他規制（環境規制を含む）の変更。
- (13) 海外の主要市場における関税引き上げ、輸入規制等。
- (14) 不利な政治要因やテロ、戦争、その他の社会的混乱等。
- (15) 災害、事故等に起因する事業活動の停止、制約等。
- (16) 環境汚染による対策費用の発生。
- (17) 法令違反または訴訟の提起。
- (18) 本経営統合に係る契約に係る株主総会における承認を含む必要手続が履践されないこと、その他の理由により本経営統合が実施できないこと。
- (19) 本経営統合に関する競争法上の関係当局の審査など手続または遅延または係る競争法上の関係当局の承認その他必要な承認などが得られないこと。
- (20) 本経営統合後のグループにおいてシナジーや統合効果の実現に困難が伴うこと。